

平成26年度
 在宅高齢者福祉サービス

市では、高齢者が自立した生活を送り、長年住み慣れた地域社会で引き続き暮らしていくことを支援するため、次の在宅福祉サービスを行っています。利用や申請については、お気軽にご相談ください（サービスの利用は、市内に住民登録のある人に限ります）。

＊一部のサービスでは、対象者や利用料を変更する場合があります。

事業名	内容	対象者	利用料金等
食の自立支援事業（配食サービス）	利用者に栄養バランスのとれた昼食を配達し、安否確認をする	概ね 65 歳以上の一人暮らしの高齢者または高齢者だけの世帯で病気などの理由で調理が困難な人	1 食 450 円 月～土曜日 
家族介護用品支給事業（紙おむつ事業）	要介護状態になった高齢者などに、紙おむつなどの介護用品を低価格で支給する	介護保険認定要介護 1 以上の概ね 65 歳以上の人と、重度障がい者で常時紙おむつを使用し、一人でトイレに行くことが困難な人	紙おむつ購入費の約 5 割補助（要介護 4・5 で住民税非課税世帯で介護している人は 9 割補助）
緊急通報システム利用事業	居宅に緊急通報機器（警備会社などに直通連絡できる機器）を設置し、緊急時の連絡、安否確認を行う	概ね 65 歳以上の一人暮らしの高齢者、高齢者だけの世帯、またはこれに準ずる世帯で病気などの理由で緊急時の対応が困難な人	基本利用料 1 カ月 800 円（通話料金は自己負担）
おはようサービス（乳酸飲料配布事業）	3 日に 1 本の割合で乳酸飲料を配達し、声掛けをして安否確認を行う	概ね 65 歳以上の一人暮らしの高齢者、高齢者だけの世帯と一人暮らしの 2 級以上の視覚障がい者	無料 
ホームヘルプサービス事業	ヘルパーを派遣し、身体介護や調理・掃除などの軽易な日常生活の援助を行い、自立生活を支援する	ケガや病気などで日常生活上の支援を必要とする介護保険に該当していない概ね 65 歳以上の人	1 時間 230 円 
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	寝具類などの衛生管理が困難な人に対して、寝具類の選択乾燥、消毒をする	概ね 65 歳以上の一人暮らしの高齢者または高齢者だけの世帯で、衛生管理が困難な人	無料（年 1 回、1 人 2 枚まで）
在宅高齢者短期保護事業	介護している家族が病気などの理由で在宅での介護が緊急的に困難になった場合、1 カ月 7 日間以内で特別養護老人ホームなどに保護する	概ね 65 歳以上で緊急的に介護や支援が必要と認められる人	利用料 1 日 3,040 円、送迎料 1 回 370 円（介護保険料第 1・第 2 段階該当世帯は、利用料 1 日 1,380 円、送迎料無料）
高齢者生活管理指導事業	特別養護ホームに短期間入所して、日常生活に対する適切な改善指導を行う	概ね 65 歳以上で、在宅で基本的な生活習慣が欠如していると認められる高齢者とその介護者	利用料 1 日 2,250 円
外出支援サービス事業	車イス・寝たきりの外出困難な在宅者に対し、福祉車両で市内外の医療機関への送迎を行う	概ね 65 歳以上の人や重度身体障がい者で、公共交通機関の利用や家族による送迎が困難な人（日常生活に車イスを利用、寝たきりなど）	無料（週 1 回まで） 
はいかい高齢者探索事業	発信機能（GPS）を持つ端末を高齢者に携帯させ、徘徊時の探索を行う	概ね 65 歳以上で認知症による徘徊があると認められる在宅高齢者	加入料 515 円と付属品代 206 円（初回のみ）、基本利用料 1 カ月 51 円、情報料・人件費・機器管理費は自己負担

相談窓口
 高齢者よろず相談窓口（地域包括支援センター）

高齢者の暮らしや介護などの相談に応じます。お気軽にお電話・ご来所ください。お電話いただければ訪問して相談をお受けすることも可能です。

センター名	電話番号・FAX	担当地域
南部地域包括支援センター（市役所長寿福祉課内）	☎ 0558-76-8010 FAX 0558-76-8029	旧大仁町 旧伊豆長岡町の江間地区以外
北部地域包括支援センター（社会福祉協議会内）	☎ 055-949-9213 FAX 055-949-2540	旧葦山町 旧伊豆長岡町の江間地区



後期高齢者医療保険のお知らせ

保険料率を改定します

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が負担する『均等割額』と被保険者の前年の所得に応じて負担する『所得割額』を合計して、個人単位で計算されます。この保険料率は都道府県ごとに決定し、2 年ごとに見

直されます。平成 26・27 年度の新保険料率は、医療費の増加などを考慮して、次のとおり改定されました。

年度 保険料率	平成 24・25 年度	平成 26・27 年度
所得割率 ＊ 1	7.39%	7.57%
均等割額 ＊ 2	37,900 円	38,500 円

＊ 1 所得割率とは？
 所得に応じて負担していただく保険料額です。平成 25 年中の所得金額より基礎控除（33 万円）を引いた金額から、所得割率を乗じた金額が所得割金額となります。
 （平成 26 年度の計算式）
 所得割額＝（所得金額－ 330,000 円）× 7.57％

＊ 2 均等割額とは？
 被保険者全員に負担していただく保険料額です。
 一人あたり 38,500 円



ふか
 賦課限度額の見直し

中低所得者の負担軽減のため、賦課限度額が引き上げられます。

年度	平成 24・25 年度	平成 26・27 年度
賦課限度額	550,000 円	570,000 円

均等割保険料の軽減対象が拡大されます

均等割保険料の 5 割軽減・2 割軽減について、低所得者層の負担軽減を図るため、軽減対象が拡大されます。その他の保険料軽減措置は継続されます。

